

平成27年度 第1回 村上市国民健康保険運営協議会 会議録

会議次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席委員数の報告

○事務局： 次に、出席委員数の報告ですが、本日の欠席は、齋藤富一委員、富樫敏栄委員、伊賀芳朗委員、高橋佳子委員の4名です。委員数12名中、欠席委員が4名で、協議会規則第3条第1項に基づいて半数以上の出席ですので、会議は成立することを報告いたします。

4. 会議録署名委員の指名

○事務局： 次に、会議録署名委員の指名ですが、今回は前川委員によりしくお願いいたします。

○会長： 前川委員、よろしく申し上げます。

○事務局： それでは、資料の確認ということでちょっとさせていただきます。

○事務局： それでは、本日配付させていただいたものちょっと多いものですから、念のため資料の確認をさせていただきます。一枚物で向かって右のほうに配付させていただきましたが、きょうの協議会の委員の皆様の名簿になります。それから、その下が、「いつまでも自分の歯で噛んで食べられるように」ということで、当市の以前出した広報のコピーになりますが、ちょっと説明させていただきます。それからもう一つ、資料の3つ重ねてあるものでございますが、【参考】関係法令抜粋ということで、今回から新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて直接関係する法令の写しを配付いたしました。それから、その下が特別会計事業説明書ということで、A4の一枚物になります。その下に平成27年度村上市国民健康保険特別会計予算（案）の概要ということで、これも以前にお配りしているものですが、今年度の予算の概要が示されている冊子になりますので、ご参考いただければと思います。あと、きょうちょっと資料が多かったものですから、封筒と、それから国保のハンドブックと、それからティッシュ、こういったものも配付しておりますので、お席のほうに置かせていただきました。また、事前にきょうの議案書をお送りしておりますので、もし今までのものでないものがあればおっしゃっていただければと思いま

す。

- 事務局： はい。それでは、資料のほうはありましたでしょうか。
(はいの声あり)
- 事務局： 報告の前に、今回2人の方が新たに委員になられたので、簡単でよろしいので、自己紹介ということで、済みませんが、よろしく願いいたします。五十嵐委員からよろしく願いします。
- 委員： 初めまして。国土交通省共済組合の第九管区海上保安本部総務部厚生課から参りました五十嵐と申します。この4月から業務を拝命しまして、業務についております。以前3年前に短期業務でこの会議にも代理で出席させていただいたことがありまして、4月から今後ともよろしく願いいたします。
- 会長： よろしく願いいたします。
- 事務局： よろしく願いします。お願いします。
- 委員： 初めまして。長谷部でございます。きょうは風邪を引いてしまいまして、マスクで失礼をさせていただきます。私は、名簿にも書いてございまして、新興プランテック・ニイガタ健康保険組合のほうに所属しております。実はここに就任したのは今年の10月で、それ以前は社会保険庁、それからその後を引き継いだ日本年金機構のほうへ在籍をしておりました。それから、村上に縁があるということでご披露申し上げたいんですが、私は旧神林村の牛屋出身でして、今たまたま仕事で新潟の関係もあって新潟のほうに住んでおりますが、いずれは早目に村上市のほうに戻ってまいりたいというふうに考えております。きょうからいろいろお世話になりますが、よろしく願いいたします。
- 会長： どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局： お願いいたします。ありがとうございます。じゃ、新しい方も多いので、全員自己紹介ということで。じゃ、会長さん。
- 会長： はい。では、よろしくどうぞお願いいたします。順番はよろしいですか。
- 事務局： はい。
- 会長： じゃ、こっちのほうから、私から向かって右のほうからちょっと順番にお願いいたします、自己紹介。
- 事務局： 私のほうから。書記を務めます保健医療課国保室の松田と申します。よろ

しくお願いします。

- 事務局： 保健医療課国保室で係長をさせていただいております東と言います。よろしくお願いします。
- 事務局： この4月から保健医療課の国保室長になりました長谷部と申します。国保室には、ことしでもう4年目になります。大分長くなってきましたが、よろしくお願いいたします。
- 事務局： 4月から保健医療課長になりました菅原です。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 4月から税務課長になりました加藤と言います。よろしくお願いします。税のほうはことしで3年目ということですので、よろしくお願いします。
- 事務局： 4月から保健医療課の健康支援室のほうに室長として来ました佐藤です。それまで神林支所のほうで保健師をやっています、4月からですので、どうか皆様よろしくお願いいたします。
- 事務局： 税務課保険税係の前川と申します。よろしくお願いします。
- 事務局： 今年度から保健医療課で歯科衛生士としてお世話になっています本間と言います。よろしくお願いします。
- 委員： 薬局、薬剤師の関係で出席させていただいております中安調剤薬局の中村良平と言います。よろしくお願いします。
- 委員： 2年目ですが、歯科医師会を代表して来ております前川隆志です。今回は本間さんという衛生士を入れていただきまして、歯科医師会としては念願かなって、ありがとうございました。よろしくお願いします。
- 会長： じゃ、皆さん、どうも挨拶はしましたけれども、私山北出身の社協の副会長をしております富樫です。去年から会長という大役を仰せつかって、よちよち歩きながら1年務めさせてもらいましたが、任期までは全うしたいと思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- 委員： 上海府区長会の会長をやっております佐藤です。随分、私のほかに古い人は会長と副会長だけになってしまって、だんだん上のほうに上がってきたのは何かおしりのほうがむずむずするような感じいたしますが、今年もよろしくどうぞお願いいたします。
- 委員： 3号委員の佐藤でございます。私もこの委員大分長くやっているんですが、さっぱり中身が伴いませんで、もうこれは聞き役のほうに回っておるわけなんです、老人クラブ代表でやってきております。見てみますと皆お若

い方ばかりですけども、私は後期高齢者ということで参加させていただいておりましたが、よろしく願いいたします。

○委員： 成田健一でございますが、私は民生委員協議会の枠から出席させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

5. 報告

(1) 国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定（専決）について

○事務局： それでは、5番の報告ということで、会長のほうで進行をよろしく願いいたします。

○会長： はい、わかりました。恒例によりまして、議事進行会長ということで進めてまいりたいと思います。まず、5番の報告となっておりますが、(1)の国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定（専決）についていきたいと思いますが、事務局ひとつよろしく願いいたします。

○事務局： ー――議案書に基づき詳細に説明ー――

○会長： どうもありがとうございました。皆さん、資料事前配付されておりますので、ご理解いただけたと思いますが、何か聞いてみたい、言ってみたくということございましたらいかがでしょうか、この際ですが。特にございませんか。条例の改正というようなことで、専決もされておりますので、案件どおりご承認いただけますか。

(はいの声あり)

○会長： どうもありがとうございました。それでは、(1)の国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定（専決）については、原案のとおり承認されたものといたします。ありがとうございました。

(2) 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定（専決）について

○会長： 次に、(2)、国民健康保険条例の一部を改正する条例制定（専決）についてを上程いたしたいと思います。事務局、説明よろしく願いいたします。

○事務局： ー――議案書に基づき詳細に説明ー――

○会長： 今ご説明ありましたように、説明の注のところ、7から8へ直すという形で、特に内容については変更ないという形でございますが、皆さん何かご意見等ございませんでしょうか。ございませんか。

(ございませんの声あり)

○会長： ありがとうございます。それじゃ、原案のとおり、報告のとおり専決をさせていただきます。ご承認まことにありがとうございました。

(3) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(専決)について

○会長： それでは次に、(3)の平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(専決)について上程いたしたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局： ー議案書に基づき詳細に説明ー

○会長： どうもありがとうございました。皆さん方には、それぞれ組織等々からの代表として委員になっていただいておりますので、専決事項や決算の内容等については、金額がどうであるか、あと内容についてはご理解いただいているものと思いますが、何かお聞きしたいことでもありましたらご発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。なければ、これも原案どおりご承認いただけますでしょうか。よろしいですか。

○委員： 1つだけ質問させていただいてよろしいですか。

○会長： はい、お願いします。

○委員： 今ご説明のあった最後の11番、款項目でいうと款が11番なんですが、繰越金、当初予算が7,900万、それから補正増減が1億2,800万ですか、大分額が大きいんで、主な要因を参考までに教えていただければありがたいです。

○事務局： 補正前の額が7,900万ということで、これ実は当初予算では繰越金は実質的には計上しておらない形になっています。第1回の補正のときに7,900万ほど補正で財源とて予算計上しています。大体1億から2億ぐらいの繰越金が毎年出るとは、また同じ金額大体繰り越しているという流れになっているんですけども、国民健康保険の場合、国庫補助金の中で療養給付費負担金という大きいものがございます。こちらなんですけども、年度途中の実績、それから推定の数値で申請を出して、それに対して交付される仕組みになっていますが、これが11億ほどございますが、こちらの交付額なんですけども、当初その時点で申請した金額より実はその年度多く来る傾向がございます。これが大体6,000万、7,000万、多い年ですと1億近くのような実績になっておりまして、この多く来た分については翌年度返還しなきゃいけないんです。こちらについて返還しなきゃいけ

ないというか、当該年度で実際の数字よりも余計に入ってくる歳入であるというのが一番大きな原因です。

○会長： ご理解いただけましたか。

○委員： はい、承知しました。

○会長： なるほど繰越金が要因ということですね。ほかにございませんか。なければこれで締めて、ご承認いただけますか、原案のとおり。

(はいの声あり)

○会長： どうもありがとうございます。それでは、(3)の平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、専決どおりご承認いただいたものといたします。ありがとうございました。

(4) その他

○会長： 次に、(4)、その他ですが、事務局のほうで何か準備しておられますでしょうか。

○事務局： それでは、詳しい説明というわけではないんですが、きょうは議案のほうに参考資料ということで、ページでいきますと議案書の6ページからになりますが、当市は平成20年度に合併しておりまして、それ以降例えば加入者数の増減ですとか、それからどういった状況でふえている、減っているという内訳、それから国民健康保険税の税率の推移、それから大まかな1人当たり医療費ですとか受診率、そういった資料を参考資料としてつけさせていただいております。例えば6ページなんですけども、被保険者の状況ということで、一番左端が村上市の世帯数、人口、a、bとなっていますけども、それがどういうふうに推移しているか。例えば人口であれば、本市合併の際は7万都市ということで合併しておりますが、5,000人ぐらいもう既に減っているというふうな数字が読み取れるかと思えますし、国保の加入者数につきましても平成20年度、これ年度末の数字ですが、dの欄です。1万9,307人ということだったんですが、26年度末については1万5,934人ということで、こちらのほうについても減っております。これは、市全体の人口が減っているというものももちろんございますが、平成20年度に後期高齢者医療、こちらの制度ができております。75歳到達で基本的には後期高齢者医療のほうに皆さん移行するというところで、それ以前はそういう制度が、75歳以上の方についても国保に加入

したままという形でしたので、制度が変わったということが大きな要因でございまして、7ページにつきましては、平成20年度からの加入者数の増加の内訳、それから減少の内訳、あるいはちょっと専門的になりますけれども、異動届、こういった届け出が出ているかなというようなものになります。例えば社会保険の加入、それから社保離脱、これが相反する理由になりますけれども、景気の動向なんかもやっぱりあるのかなというような形に読み取れますし、それから減少の内訳の中ではやっぱり後期高齢者への加入、こちらの数字の数がどうしても全体の加入者の減少傾向に影響を与えるということが読み取れるかなと思っております。それから、8ページは、国民健康保険税の税率の推移になります。平成26年度につきましては、旧村上市の税率を採用して当初税率が推移してきたわけなんですけれども、平成23年度に税率改定のほうを実施しております。その後、例えば賦課限度額については、先ほど条例の専決でご説明しましたけれども、税の中には医療分、それから介護納付金分、後期高齢者支援分ということで3本立てになっているわけなんですけれども、こちらのそれぞれの賦課限度額計算した際にこの金額以上は課税されないという限度額になりますけれども、この金額がここ1年はやっぱり動いているというような形になっています。それから、9ページ、10ページにつきましては、村上市の国保の1人当たりの費用額、1人当たりの費用額というのは、皆さんがお医者さんにかかった際に窓口で払う一部負担金だけではなくて、全体の医療費という金額になります。1人当たりの医療費がどういうふうになっておるか。例えば村上市の場合ですと、一番上の表を見ますと平成25年度のこれは実績になりますけれども、村上市の入院の費用が、これはもう年齢関係なく1人当たり平均した金額になりますが、年間13万534円ということになっています。県平均がどうなっているかを見ますと11万9,753円。比較のところを見ますと、1人当たりで1万782円多いというような表になっております。そのほか入院外につきましては、県平均に比較すると低いんですけども、例えば入院外プラス調剤、入院外が低いのに調剤を足すとプラスになるということは、それだけ調剤が村上市の場合は高いということが読み取れます。また、歯科につきましては、金額はそれほどではないんですが、やはり県平均に比べると少し高いというような現状が

読み取れるかと思えます。その下は受診率、受診の頻度の数字になりますが、こちらのほうは入院は高いというような形、それから歯科も少し高いというような形であります。入院につきまして、やはり6カ月以上の長期入院が多いというようなところがデータとして出ておりますので、そういった部分の対策がどうしても必要になるのかなというふうに思っております。その下、10ページの入院、入院外、合計の推移という表ですが、こちら側の1人当たりの費用額の比較というような横長のグラフになっていますけども、真ん中の段のグラフについて年齢別に比較している表になっています。これを見ますと、ほかにも高いところはあるんですけども、55歳から59歳のところが県平均よりちょっとやっばり高くなっているかなという表に読み取れます。主な理由としては、精神関係の疾病による医療費が高くなっているというようなところがございます。それから、11ページ、12ページについては、平成30年度からの医療制度改革、こちらの、これ国の資料をそのままつけさせてもらいましたけども、平成30年度からは、今まで国民健康保険というのはあくまで市町村が運営するというものでしたけども、30年度からは都道府県、県と市町村が共同で運営するというような形になります。財政運営の主体は都道府県が主体。それから、実際の窓口業務ですとか保険税の賦課、徴収、また保健事業、そういったものについては引き続き市町村が担うというような大枠の資料になります。こちらについては30年度から一遍にするわけではなくて、例えば財政的な支援の拡充、そういったものは既に今年度から始まっているというふうな、少しずつ変わっていくという流れにはなっております。また、先般国会のほうでも、法の改正の審議が今進んでおりますので、また次回協議会の際にはもう少し詳しいお話ができるのかなというふうに思っております。あと、きょう配らせていただいた資料なんですけども、ちょっとたくさん資料出させてもらって申しわけなかったんですが、国民健康保険の改定がちょっとわかりにくくて大変申しわけないなと思っておるんですけども、27年度の当初予算のときに策定しました概要の資料を一応、前に一度お配りさせていただいているものになりますけども、また配らせていただきましたので、きょうの説明のところは何だったんだろうなと例えばめくっていただければありがたいなと思っております。以上でござ

ざいます。

- 会長： どうもありがとうございました。非常にうまく説明していただきましたが、何か今のところ聞いてみたいという部分がありましたら、この際いかがでしょうか。私から1ついいでしょうか。今ちょっと気になったのは最後のグラフでしたけども、中年層ですか、55歳から59歳のところが、精神的にやっぱり、言葉あれですが、うつのような、そういうのが多いということなんでしょうか。
- 事務局： そうですね。実は精神関係の疾患の医療費については、村上市は高いです。それで、全体として高いんですけども、今回このグラフは県のほうから提供がありましたので、この数字を見たときにやっぱりうつというところまで、私ちょっと細かい資料今手元にないんですけども、そういった精神疾患がやっぱり多いというふうな傾向があります。
- 事務局： 長期入院となると、やっぱりうつというよりも統合失調症とか、そういう方たちが多いんじゃないんでしょうか。
- 委員： 見ているところからすると、友達なんかでも、うつだとか、その関係がかなり多いように見受けられます。特に自分で納得しているんだろうけれども、もう俺今うつなんだよなど、それだったらわかるんじゃないかというようなことも考えられるんですけど、やっぱりその人たちにすればもう大変なことなんでしょうけど。
- 会長： そうですね。
- 委員： それ50代で急に発症したんですか。どきっとしちやって。
- 事務局： 統合失調症等は思春期に多いです。
- 会長： 思春期に多いものなんですか。
- 事務局： 思春期に発症する人が非常に多いです、統合失調症については。うつとかはストレス関係が多いので、それこそ50代とかはきっと多いと思います。
- 会長： ちょっと雑談になりますけども、夕方のNHKですか、見ていたら、やっぱり子供の育て方というんですか、なんか、ちょっと子供が不安になる家庭って非常に多いというような様子で言われていたんで、何で今の子供はというふうに私ら高齢者になるとそういう気がするんで。
- 委員： いや、確かにそうかと思います。注意しようにしても、反対に切れるというんですか、今の。

- 会長： 私なんか根っからの山北人ですから、こんな環境のいいところに住んでいて何でそんなかからなきやならないのかなという、逆にそういう気がするんです。
- 委員： 環境が豊かじゃないですか。
- 会長： どうも雑談に入ってしまったって済みませんでした。
- 委員： ニュースなんか見ている、注意されて親を殺してしまうような、そんな状態の、ニュースでもすごく多いですね。
- 会長： 多いですよ。
- 委員： 多いですが、そこらのところ、かえって声かけも怖くなったなというような感じでありますものね。
- 会長： 皆さんから声が余りないから雑談に入ってしまったけども、ゆうべのNHKの「ドカベン」の漫画ですか、随分論議になったそうです。それをずっとテレビでストーリーとしてやったんだけど、100万部を突破したとか、書いた人が、出したのが。そのことについていろいろ家庭の大切さというのも訴えていたようでしたけども、本当に何が影響するかというのはしみじみときのうっかりそれ見ていましたけども、家庭の大事さというのありました。どうも会長から雑談に入ってしまったって申しわけございません。いかがでしょう。今の説明でご理解いただけましたか。まだ不安なところたくさんあるかと思えますけども、資料を見ながらご理解いただきたいと思えます。それでは、事務局のほうは。
- 事務局： もう一点あります。
- 会長： はい、もう一点あります。じゃ、よろしくどうぞお願いします。
- 事務局： その他ということで、私も参考資料の一つとして一枚物でA4、1枚、市報の歯科保健計画というのを配らせていただきましたので、それについてご説明させていただきたいと思えます。資料は、長谷部室長のこの冊子の資料の中の9ページ、参考資料の9ページのところに、先ほど入院も村上市は県よりちょっと高いし、しかもすごくではないけれども、一応村上市のほうは医療費が高いんですよという話があったかと思えます。そんなことも含めまして、村上市のほうでも資料にありますように、5月の1日の市報むらかみに載せたのですが、おかげさまでやっと村上市歯科保健計画を完成することができました。これに当たっては、歯科医師の先生たち

に大変ご協力いただいて、何度も検討を重ね重ね、医師会等多くの方のご協力を得て達成することができました。市報のこのチラシのほうにありますように、26年度、昨年から30年度までの5年間の取り組みをまとめさせてもらいました。でき上がったものとしては黄緑色のこのような形でまとめさせてもらいまして、一般に公開及びホームページ等のほうでもいつでも誰でも見られるように、またいろんな機会を通してこのことをPRしています。チラシのほうを見ますと、計画策定の目的ということで、目的のほうは、村上市では幼児期の虫歯のかかる人が多いということ。また、12歳の歯肉炎が高くなっているということ。それから、成人歯科検診ということで、治療している方はよいのですが、1度も歯科に行っていないという人早目に受診するきっかけ、自分の歯を検診するきっかけになってもらいたいということで市でやっているのですが、それがなかなか低い状態というこれらの現状を踏まえて、それに基づいた少しでもレベルアップする計画を盛り込みました。裏を見ていただきますと、歯と生まれるとき、胎生期から高齢になって亡くなるまでの間、全てにとって大事なことなので、各時期のスローガンというものを立てました。生まれたときはママと赤ちゃんの歯を守っていこう。乳幼児期は、大切な乳歯、乳歯も大事ですので、親子で守ろうということ。また、学生、学齢期や思春期になりましたら、もうこの時期からきちんと自分の手で歯とお口の手入れ方法を身につけていただきたいと思っています。成人期になりましたら歯周病の予防、そして老年期になりましたらしっかりかめる口で、口腔が大事になってきます。また、介護とか障害になりましたら、お口のほうの健康があらゆる疾病悪化の影響にもなりますので、関心を持ってもらいたいと考えています。最後になりますが、下のほうの四角い枠にありますように、歯科医師会のほうも大変熱心に活動してくださっていて、例えば昨年、26年であれば6月8日に無料歯科相談などを行って、これは毎年のように行って、歯科医師会みずからもいろんな活動を行っています。行政も、タイアップして今後ともやっていきたいです。国保の医療費、歯科の関係からこのようなことをきょうは述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○会長：

どうもありがとうございました。

○委員： こちらこそありがとうございました。ちなみにことしは6月7日に開催で毎年少しずつ参加人数がふえてきて、大変我々も熱の入っている事業でありまして、毎年五、六百人コンスタントに集客しています。会場側からもぜひことしもやってくれというぐらいに発展したい事業なので、皆様方も機会がありましたらぜひとも足を運んで、精鋭の歯医者様が待っていますので、口の中の検診を受けてみていただけるといいと思います。歯科の多分医療費が上がっているのは、皆さんの予防の概念が多分低いんだと思います。転ばぬ先のつえ、早期発見、早期治療が医療費をカットされる一つの要因ですので、皆様方お口の中の健康に関しては常に心の中にとどめて、機会があったら口の中見てもらうことをお勧めいたします。ありがとうございました。

○会長： どうもありがとうございました。ついでと言っちゃ申しわけありませんけども、私も一言言わせてもらいたいと思うんですが、歯のことで。私も子供のときからずっともう歯槽膿漏でひどかったんです。それで、もう手術してもだめだよと言われるぐらいだったんだけども、しかもたばこはもちろん正規に年とってから、年というか、20歳過ぎてからだけでも、やめるころには1日60本ぐらい吸わないと気が済まないぐらいヘビースモーカーだった。何とかそれやめたいと思ってガムをかみ始めたんです。今も山北から来る車の中ですから、行き帰りガムかんで歩いています。そうしましたら歯槽膿漏びたっととまったし、もう80歳ですけど、入れ歯1本もありません、虫歯はありますけども。もう今は寒川の佐藤先生のところへ1カ月に1回は必ず来いと言われて行っていたんです。それで話したら、先生から治療に行ってガムもらって帰ってきていますけども、歯茎が丈夫になって血が出るということないでしょう。

○委員： それはガム自体が多分砂糖の成分が甘みの成分、キシリトールというやつにみんな切りかわりつつあって、砂糖よりも圧倒的に歯にいいんですね、虫歯をつくりにくい成分なので。その影響も恐らくあるんだと思います。あと、歯は使わないと壊れていきますし、かみ合わせることによってある程度掃除されるというメカニズムになっております。ガムをかんで摩擦を起こすというのが歯を清潔にする一つのコツなのかもしれません。

○会長： ええ、だと思っんです。ですから、歯が丈夫なもんだから内臓で悪いとこ

ろ一つもないんです。本当に歯というの大事だなと自分でつくづくそう思っています。ちょっと余談ですけども、この辺でちょっとできればガムかませるのもいいのかなという気がしたもんですから。

○委員： これだけ寿命が伸びちゃうと、年とって暇になると食うことしか楽しみなくなっちゃう。そのときに歯がないと非常にかわいそうなんです。

○会長： そうですね。

○委員： とにかく歯は大事です。皆さん、歯を大事にしてください。

○会長： そのほか皆さんのほうから何かございませんですか。事務局はあとございませんね。

○事務局： はい、特にないです。

○会長： 特にありません。皆さんのほうから一言言っておきたいなというようなことございませんか。

○委員： 歯科のほうなんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、各時期の取り組みというところありますね。そこで、私現職にいたころを思い出しているんですけども、乳幼児期見ますと定期的にフッ化物塗布及び洗口を受けるとありますわね。それから、中学校のところを見ますと、行政の立場として中学校でフッ化物洗口を検討すると、こうありますが、実は私が現職にいたころ、村上小学校で最初にフッ素洗口やったんです。いろいろと反対がありました。すごかったです、あのころは。けども、思い切ってやったんですが、新潟県では全国的にもフッ素洗口をよくやっているんです。したがって、新潟県の児童生徒の虫歯というのは、非常に少ないと聞いております。今現在、市内及び岩船郡の実施状況はどういうふうになっているのか。それから、中学校も本気にやる気があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○事務局： 今は小学校までやっています、中学校についてはそれこそこれから検討と思っているんですけど、以前と違うのは乳幼児、赤ちゃんのときですけど、乳幼児のとき、今でもそうなんですけど、フッ素塗布をやっていて、一応強制ではなくて、あくまでも希望制にしています。それで、それずっと前からですが、それで乳幼児健診のとき、1歳半にしる、2歳にしる、一応お母さんに希望しますかということで回すんですけど、それが先生いらっしやったころの当初フッ化物というものを学校及び行政で取り入れたときと違

いまして、あのころはやっぱり3割とか2割とかいいですという人いたんですけど、今は本当に、希望をとっているんだけど、もうほとんど100%。それで、お母さんたちの意識が、今のお母さんたち、いいですという人最近はほとんどいないので、100%自分のお子さんを1歳半、2歳、2歳半、3歳とフッ素塗布、という時代を経験していますので、小学校になっても需要も結構順調でして、それでそこまで今来ましたので、中学校のあたりをしようと思っているんですが、課長、何か追加ありますか。

○事務局： 市内で中学生対象にやっているのは中等だけです。あと全然やっていないので、一応歯科保健計画には中学校にフッ素洗口を進めましょうということで一応掲げてありますので、来年、再来年あたりにはしたいということで一応計画は立てているので、ちょっと関係するところといろいろ連絡をとったり、中学校に対して意見を求めたりで、前向きに進めていきたいとは考えています。

○会長： いいことはなるべく早く手をつけるようにしてもらえばと思います。

○委員： ありがとうございます。

6. その他

○会長： ほかにいかがでしょうか。ほかになければこれできょうの持ち合わせた案件は全て終了しましたが、閉会してもよろしいでしょうか。事務局、よろしいですか。

○事務局： 済みません。最後に次回のことについて。

○会長： はい。

○事務局： それでは、私のほうから次回のご案内をさせていただきます。議案書をめくって裏面のきょうの次第の一番下にございますが、次回協議会の開催予定ですが、8月20日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。また、8月6日木曜日には、国保連合会運営協議会委員研修会というのが毎年ございますが、朱鷺メッセで予定されております。詳細が決まりましたらご案内いたしますので、こちらについてもよろしくお願ひします。以上です。

○会長： ありがとうございます。朱鷺メッセの研修は車の手配等は。

○事務局： 昨年と同様に一応車で皆さんご一緒に行っていただきたいなというふうには考えています。

- 会長： 何か去年は、会長は一足先に……
- 事務局： 済みません。この研修の前に全体に会長さんの会議がございまして。
- 会長： 何かそうですよね。
- 事務局： そうなんです。課長と一緒に去年は行っていただいた……。今年も、もし日程が合えばそのような形でお願いしたいと思います。
- 会長： はい、わかりました。そのつもりでいますんで、ひとつお世話になります。それじゃ、連絡も終わりましたし、これで閉会してもよろしいですか。じゃ、閉会したいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。これをもちまして第1回の会議を終了いたします。ありがとうございました。

(午前11:00終了)